

Title	青山瑠妙君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.3 (2006. 3) ,p.105- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060328-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

青山瑠妙君学位請求論文審査報告

青山瑠妙君により提出された博士学位請求論文「中国における対外政策の構造と展開」の構成は以下の通りである。

序章 序論

第一章 対外政策のシステムと体制

第二章 冷戦初期における対外政策

第三章 集権主義的政策形成・執行体制

第四章 文革・米中緊張緩和と外交政策・体制の転換

第五章 対外問題にかかわる行政改革と冷戦後の対外政策

第六章 国際・国内のリンケージの中の中国外交

終章 結論

(一)

日本では、現代中国の対外政策に関する体系的な研究業績は比較的少ない。中国研究の世界においては内政が基本

であり、これをまずきちんと習得しない限り対外政策を研究することは難しいと思われるからである。確かに中国の場合は、内政が外交に与える影響の大きさが、中国共産党による一党支配という政治体制もあつてかきわめて大きいと考えられる。かつての研究では、中国の対外政策を経済面など現実的な外交を志向する穏歩と革命や原則性を強調する急進の時期のサイクル現象として理解する見方が支配的であつたが、それはとりもなおさず各時代の内政、とりわけ指導部内の権力闘争を直接に反映していたがゆえに起こつた現象であつた。しかし改革開放以後、中国の対外政策における基本方針は、その流れていえば間違いない穏歩の時期に突入し、以前に比べて変動の幅はきわめて小さくなり、見通せる将来にかつてのような急進路線が復活する可能性はほぼ消えている。そして一九九〇年代以後の中国の市場経済化と経済成長を通じて世界的台頭により、その存在感は世界市場との相互依存化もあつて巨大なものとなりつつあるのが実際の姿である。同時に、中国外交自体が内政だけでなく、世界から受ける影響の幅も以前に比べ、大きなものとなった。

こうした現実のなかで、今ほど、中国の対外政策の本格的な研究が求められている時代はない。かつては内政研究

の習得者のみが到達できた中国外交研究も、現在では内政と外交・国際関係の対等化・一体化が急速に進行しており、そうした従来の暗黙の前提がなくなりつつある。青山瑠妙君は、このような研究状況のなかで、日本の中国研究において優れた業績を現しつつある若手研究者の筆頭である。

青山君は本塾大学院法学研究科政治学専攻に在籍した大学院生時代から一貫して中国の対外政策研究に従事し、中華人民共和国の建国から現在にいたる対外政策の一貫性と変化を内政との関連のなかで究明し続けている。このたび青山君が大学院時代からの研究業績を集大成させ、博士論文として提出したのが本研究である。本論では、特に実際の外交政策とそれが形成される外交体制が時代を追って丁寧分析されており、こうした両面からのアプローチは従来の中国外交研究にはほとんど見られなかった新たな手法である。以下においては、それぞれの章をより詳しく紹介することで、青山君の研究成果を明らかにしてみたい。

(二)

まず序章においては、中国の対外政策に関する従来の先行研究を整理したあと、本研究の構成と方法論を明確にしている。青山瑠妙君によれば、従来の中国外交政策研究は、

決定要因としての国際環境の重要性を指摘するものと国内環境を強調するものに二分されるというが、近年にいたり国内政治と国際政治のリンクに注目する研究が増えているという。本論文もむしろ近年の研究動向に近いが、これらよりも深化させた分析枠組みとして、政府、社会、国際環境という三つのアクターの相互関連に注目し、さらに国内要因として最高政策決定者、ルーティン政策決定者、対外機構の三層構造の解明を試みようとしている。ところで、本稿における分析の対象は、民間団体、市民団体、企業なども含めた広義の「外交」ではなく、「主権国家を主体とする政府行為」という狭義の意味であることが前提とされている。中国の政治体制を考慮すれば、十分に理解できるところである。

第一章「対外政策のシステムと体制」では、中国における対外関係を「外交」と「外事」に分類し、その比較検討こそが中国外交の鍵であると主張する。外事機構は中国における中央から地方への垂直レベルと党・国家（二重指導体制）の水平レベルに存在している。従来の研究では、建国以来垂直レベルの関係性が強く、水平レベルは薄弱であったとされ、改革開放後に徐々にこれが変化し始めたと指摘される。しかし青山君は、垂直型の外交パターン

は今日にいたるも旧態依然として強く、水平型は依然として弱体であると論ずる。その結果、業務機構を跨ぐ問題に対する外交の総合力は欠如しているという。これはきわめて興味深い示唆である。

第二章「冷戦初期における対外政策」では、一九四九年の中華人民共和国建国の前後における冷戦期の外交の政策と体制が扱われている。この時期の中国の対外政策の理論的支柱はマルクス・レーニン主義とりわけ「帝国主義論」であった。しかし実際の外交はイデオロギーに束縛されない現実的なものであり、「向ソ一辺倒」まではアメリカとの関係も模索されたし、建国後も国内経済の必要から「政経分離」のもとで西側諸国との経済関係もある程度維持された。また、この時期に外交問題に関わる中心的課題として、台湾問題が据えられるようになったことも指摘されねばならない。それはいうまでもなく、米中間最大のテーマとなった。この間、外交体制は毛沢東以下のトップリーダー間で業務別や問題別の分業体制が敷かれており、最終的な政策調整は彼らの間で行われていたという。それは軍事も含めてそうであった。

第三章「集権主義的政策形成・執行体制」では、一九五〇年代後半の中国の対西側通商政策と対アフリカ援助政策

を取り上げ、この段階の対外政策の特徴と体制を論じている。青山君によれば、この時期の外交体制は上意下達の集権主義であり、最高決定者は毛沢東であったが、通商や援助などの問題に関しては周恩来が主管していた。当時、指導部内には対西側政策をめぐって意見の分歧があったが、現実には柔軟姿勢が優位を占めていたことから、外交における実務系統の発言力が比較的大きかったとされる。また、五〇年代から六〇年代前半にかけて、中ソ論争の影響もあって党系統の影響力の低下が見られ、代わって政府系統つまり周恩来を中心とした外交系統の人々の台頭が見られた。これらの点も従来の研究では指摘されてこなかった部分である。

第四章「文革・米中緊張緩和と外交政策・体制の転換」では、一九六〇年代後半の文化大革命から七〇年代前半のアメリカをはじめとした西側諸国との関係改善へと展開する時期の外交政策と体制を明らかにしている。文化大革命は国内の党と政府の組織や機構を破壊したが、そのなかでも外交分野は革命の中心ではなかったということもあって比較的秩序が残されていた。この点は従来の研究とは立場を異にしている。体制に関して言えば、文革中に最大の敵であったアメリカと関係改善させたことで、国内の権力構

造に埋め込まれた冷戦体制を溶解させる契機となった。文革中、周恩来は浮沈を繰り返したが、このことが確立していた外交における周恩来を中心とした一元体制を突き崩す原因となり、これ以後外交体制は集権型から分散型に移行し始めた。

第五章「対外問題にかかわる行政改革と冷戦後の対外政策」では、改革開放後の一九八〇年代から冷戦終結後にいたるかなり長い時期が扱われ、ここでも同様に外交の政策と体制が論じられている。八〇年代以後、中国の対外問題に関わる行政権限は、外交部から他省庁へ、中央から地方へという形で移動することで、分散化の道をたどり、中央と外交部は重要問題に關してのみ主管することになった。

この場合、対外問題に關わる軍と行政の間の關係と指導体制は、依然として二つの異なる領域を形成し、相互交流は少ない。この間、外交官試験や人事制度でも改革が行われ、外交官という一つの職能集団を形成することとなった。冷戦後、中国は対外政策としては一貫して協調路線をとろうとしているが、内部の意見はより多元化・分散化しており、今後とも複雑な様相を顕在化させることになりそうだという。本章で指摘された、外交をめぐる軍と行政の二重体制の部分は学界で注目されるに違いない。

第六章「国際・国内のリンケージの中の中国外交」では、冷戦後の中国外交をグローバリゼーション下における国際と国内のリンケージ現象としてとらえ、国際環境、中国政府の認識と対応、国内社会という三つの角度から分析している。ここでは対外政策における世論の役割、パブリック・ディプロマシー、外交部主導の外交改革などを事例に、これらの問題が扱われている。言論の自由が十全に機能しない中国においては、改革によって伝統的メディアとインターネットという二つの空間の隙間に大衆による対外政策世論が形成された。ここではいつも規制と競争の綱引きが存在し、外交と「世論」との緊張關係がもたらされた。ここから外交部自身も世論に配慮したさまざまな改革を試みている。まだ限界もあり、漸進的でもあるが、以前に比べればより開かれた外交政策と外交体制へと向かって動いているように見えるという。

終章においては、本論文の内容を総括し、中国の対外政策の特徴を党・国家システムにおける「二重指導体制」、政策決定ユニットを形成する「業務別統括責任制」と「行政区分別統括責任制」、原則問題と実務問題の峻別、一部の政策決定者や統括責任機構の執行権限の肥大化、などの観点から論じている。

(三)

本研究の意義を要約すると以下になるろう。

第一に、青山瑠妙君の研究は、日本における中国の対外政策研究の一つの画期を成す業績に位置づけられるという点である。従来、中国の対外政策研究の多くが、内外を問わず歴史的経緯や背景の実証分析あるいは政策決定分析に終始していたのに対して、本研究は外交の政策と体制を同時に取り上げ、外交体制に着目することで中国の対外政策を立体的に浮かび上らせている。とりわけ、中国の対外政策における党と政府の関係、中央と地方の関係などに踏み込んだ部分は前人未到の領域の一つである。この点で、本研究は画期というにふさわしく、また今後の中国外交研究の一つのメルクマールとなるに違いない業績である。

第二に、本研究が外交体制にまで踏み込んだ結果、従来中国外交に関する解釈に大きな変更を迫っている点が見られる。中国外交に関しては、かつて集権主義的であったものが文化大革命で破壊され、その後周恩来によって立て直され、改革開放政策により制度化されたものになりつつあるというのが、一般的な理解であるかと思われる。しかし青山君の研究が明らかにしたように、中国外交は文革で必ずしも破壊されなかったが、周恩来を中心とした一元指

導が崩れたことで政策の体制は分散化された。しかも改革開放後、外交の権限もそれぞれのテーマに応じて多元化され、同時にさまざまな形で「世論」が介入し始めたことなどの結果、対外政策の集約過程かきわめて難しくなりつつある現実が浮き彫りにされている。外交における軍の立場も別個のものになりつつあるという。

第三に、本研究が膨大な量におよぶ内外の先行研究と新たな資料を駆使している点を評価すべきである。先行研究に関しては、日本において過去に発表された著書や論文はいうまでもなく、欧米で公刊された英語文献にも数多くあった。それらに依拠しているだけでなく、そこから自らの視点を提供する努力を怠っていないことは特筆されるべきである。また、中国語の資料に関しても、外交に限らずテーマに関連したありとあらゆる原典資料に当たっており、これも敬服に値すべきである。本研究の深みはこうして生まれたのであった。

これ以外にもさまざまな本研究の意義が考えられるが、最後に若干の課題を付しておきたい。

第一に本研究は画期であると述べたが、その点の記述が本論のなかで実はいま一つ弱い。まだ研究途上で十分に確信がもてないという謙虚さの現れでもあるかもしれないが、

本研究の研究史上の意味とオリジナリティを、自身の言葉でより明確に序章などにおいて展開すべきである。本研究はまもなく公刊される予定と聞く。であればそれを期して、思う存分にこの部分を展開してもらいたい。第二に、外交体制の定義と範囲をより確実なものとし、また外交に関する党と政府、中央と地方の関係については今後とも具体的な事例研究を多く重ねる必要があるように思われる。周恩来の役割が重要であったことは理解できるが、彼の影響下の人的構成も含めてもう少し詳しく、そして整理して論ずる必要がある。第三に、現在の中国の対外政策における多元化状況に関して、今後ともより深い研究が求められる。ここではメディアの役割が中心であったが、さらに軍を含めた利益集団や民間団体などの役割、また最近の平和的発展論などの外交理念とその実践に関しても分析が必要となる。このような課題は、いうまでもなく本論文の全体の意義をいささかも揺るがすものではなく、ここにおいて展開した先駆的成果をさらに向上させるための今後への期待として加えたものにすぎない。

審査員一同は、本論文が中国の対外政策研究の画期を成すものであるとの確信から、ここで示された青山瑠妙君の業績が博士学位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値す

る学識を示した内容であると高く評価するものである。

二〇〇六年一月一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	国分 良成
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員哲学博士(Ph.D)	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学博士	高橋 伸夫